

諮問日：平成31年3月5日（平成30年度（最情）諮問第89号）

答申日：令和元年8月23日（令和元年度（最情）答申第37号）

件名：特定の行為が為替取引に該当することが分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「公金をコンビニ店舗で扱った時、コンビニ店は、預り金を指定された口座に振り込んでいる。この行為が、銀行法第2条第2項の為替取引を行うことに該当する行為であることが分かる文書、又は、情報提供」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年2月13日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書に該当する文書が最高裁判例にあることを読んだことがあり、存在する文書である。同判例を知らないとは思えない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、最高裁判所内において、司法行政目的で取得した裁判例を含め、本件開示申出文書を探索したが、存在しなかった。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年3月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月14日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 令和元年6月21日 審議
- ⑤ 同年7月19日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、本件苦情の申出の内容をも踏まえて検討すれば、本件開示申出書記載の行為が銀行法2条2項2号にいう「為替取引を行うこと」に該当する旨を判断した最高裁判所の判例であると解される。しかし、判決や決定等の裁判書の閲覧等については、民事訴訟法や刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法等の法令で定める手続によるべきものであり、裁判所が裁判書を司法行政文書として保有していない限り、上記の裁判書は司法行政文書開示手続の対象となるものではない。そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所において、司法行政目的で取得した裁判例を含め、本件開示申出文書を探索したが、存在しなかったとのことであり、本件開示の申出の内容に照らせば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委       員            久   保            潔

委       員            門   口   正   人